

意見募集を実施した際の省令案（概要）からの変更点

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案（概要）の意見募集を実施した際の省令案からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	附則第2項	「この省令による改正後の電気事業会計規則第二十八条の二から八までの規定は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第五条に規定する経済産業省令で定める日を経過する日以後に電気事業法第二十七条の二十七第一項第三号に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。」に修正	技術的修正
2	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則	<p>第4条第1項第1号において規定している燃料の原油換算係数については、換算係数に相当する係数で当該非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる旨を追記</p> <p>第37条第5号において、「非化石エネルギーの使用状況」を加える箇所を8号から9号に変更</p> <p>以下のとおり、附則第2条に経過措置を設ける。 第二条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「新法」という。）第七条第三項及び第十九条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年五月末日以前である届</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ修正 ・御意見を踏まえ修正 ・御意見を踏まえ修正

		<p>出については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）様式第一にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 新法第百十三条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年四月末日以前である届出については、新規則様式第二十七にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 新法第七条第四項第二号、第十条第二項第二号及び第十三条第二項第二号の規定による申出のうち、令和六年三月三十一日以前に行う申出については、新規則様式第二、様式第五及び様式第二十八にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 新法第三十一条第一項及び第二項並びに第百十七条第一項及び第二項の規定による申請等のうち、令和六年三月三十一日以前に行う申請等については、新規則様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第三十一様式、第三十二及び様式第三十三にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>5 新規則第三十七条第九号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年七月末日以後である報告から適用する。</p> <p>6 新規則第八十条第五号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年六月末日以後である報告から適用する。</p> <p>7 新法第十六条、第二十八条、第四十条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項の規定による報告のうち、報告期限が令和五年七月末日以前である報告については、新規則様式第九（特定一第7表1-1、2及び3、特定一第表6の1及び6の4、認定一第5表6の1及び6の4並びに指定一第8表2-1表中（4-2）及び（4-3）の項並びに2-2を除く。）、様式第十九及び様式第二十一（特定一第7表1-1、2及び3、特定一第12表6の1及び6の4、認定一第5表6の1及び6の4並びに指定一第8表2-1表中（4-2）及び（4-3）の項並びに2-2を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>8 新法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項、第</p>	
--	--	---	--

		<p>八十七条第二項の規定による交付のうち、令和五年七月末日以前に行う交付については、新規則様式第二十にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>9 新法第百十五条、第百十九条及び第二百二十四条の規定による報告のうち、報告期限が令和五年六月末日以前である報告については、新規則様式第三十及び様式第四十にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>10 新規則第四条、別表第一、別表第二及び別表第三の規定については、令和五年四月一日以後のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、令和四年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。</p>	
3	鉱山保安法施行規則 別表第2第1号上欄	「受電電圧が一万ボルト（石炭坑（石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。以下この表において同じ。）にあっては、電圧十ボルト）以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の鉱山（鉱山内の発電所、蓄電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物の総合体をいう。」に修正	技術的修正
4	電気事業法施行規則 第45条の19第4項第1号	「発電事業の用に供する発電等電気工作物の出力を十万千瓦以上減少する変更 九月前の日」に修正	技術的修正
5	火薬類取締法施行規則 第1条第13号	「第三種保安物件 家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、発電所、蓄電所、変電所及び工場」に修正	技術的修正
6	みなし小売電気事業者特定 小売供給約款料金算定規則 様式第6及び様式第6の2	「発受電量」を「発受電等量」に修正	技術的修正
7	みなし小売電気事業者特定 小売供給約款料金算定規則 様式第9	「燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量」を「燃料費算定に必要な新エネルギー等発電等電力量」に修正	技術的修正
8	みなし小売電気事業者部門 別収支計算規則 別表第1 3.（2）	「接続供給託送料（インバランスに係る費用（みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者又は配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供	技術的修正

		するための電気の量に相当する電気の量との 30 分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であって、当該みなし小売電気事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。)に限る。) 発受電等量比」に修正	
9	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第 1 5.(6)① 4)	「非特定需要及び特定需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電等量の占める割合」に修正	技術的修正
10	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第 2 3.(2)	「接続供給託送料 (インバランスに係る費用に限る。) 発受電等量比」に修正	技術的修正
11	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第 2 6.(9)① 6)	「三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合」に修正	技術的修正
12	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第 2 6.(9)① 7)	「非特定需要 (特別高圧需要を除く。)、特定高圧需要及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要 (特別高圧需要を除く。)、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合」に修正	技術的修正
13	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第 2 6.(9)① 8)	「非特定需要 (特別高圧需要及び高圧需要を除く。) 及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要 (特別高圧需要及び高圧需要を除く。) 及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合」に修正	技術的修正
14	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第 2 6.(10)① 4)	「三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合」に修正	技術的修正
15	附則第 7 条	「第二十一条の規定による改正後のみなし小売電気事業者部門別収支計算規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。」に修正	技術的修正

16	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1（第2条関係） 2.	「発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費（調整交付金相当額を除く。）、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費（調整交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税（調整交付金で手当される事業税相当額を除く。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。」に修正	技術的修正
17	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第5	「 」を「-」に修正	技術的修正
18	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第3 第1表	「発電費」を「発電等費」に修正	技術的修正
19	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第3 第5表	「新エネルギー等発電設備」を「新エネルギー等発電等設備」に修正	技術的修正
20	電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令 第22条第1号	「特定小売供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であって、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するため	技術的修正

		の電気を発電し、又は放電するものに限る。)をいう。以下同じ。)の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。)の価格が当該特定小売供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合」に修正	
21	一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 第8条第1項	「その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持等」を「その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持等」に修正	技術的修正
22	一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 別表第2 第3表	「 」を「-」に修正	技術的修正
23	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令 第6条第1項	「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「の発電に」を「の発電又は放電に」に、「発電設備」を「発電等設備」に、「発電する」を「発電し、又は放電する」に修正	技術的修正
24	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令 様式第1 第1表 記載注意	※2について、「発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。」に、※9について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産(発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外のものに限る。)に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。」に、※10について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産(発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外のものに限る。)に対する税額に限る。」に、※27について、「法第28条の40第1項第5号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用(将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。)、その発電等設備以外の発電等設備の発電又	技術的修正

		は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。」に修正	
25	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令 様式第2 第1表 記載注意※2	「発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。」に修正	技術的修正
26	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令 様式第2 第2表 記載注意	※1について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（連系線及び基幹系統に係る発電等設備、送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。」に、※2について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（連系線及び基幹系統に係る発電等設備、送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する税額に限る。」に、※3について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（ローカル系統に係る発電等設備、送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。」に、※4について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（ローカル系統に係る発電等設備、送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する税額に限る。」に、※11について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、一般送配電事業等の用に供する建物及びシステム等を含み、離島等供給に係る発電等設備を除く。）に対する減価償却費に限る。」に、※12について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備のうち、一般送配電事業等の用に供する建物及びシステム等を含み、離島等供給に係る発電等設備を除く。）に	技術的修正

		対する税額に限る。」に修正	
27	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令様式第2第2表 《項目別明細表》(1)	「発電等設備」を追加	技術的修正
28	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令様式第2第6表 記載注意※7	「法第28条の40第1項第5号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用(将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。)、その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。」に修正	技術的修正
29	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令様式第2第6表 《項目別明細表》(4)	「その発電設備以外の発電設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用」を「その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用」に、「電気の電圧の値の維持の用に供するための発電設備等の調達に係る費用」を「電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用」に修正	技術的修正
30	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令別表第1第1表	修繕費の備考について、「発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係るものを整理する。」に、減価償却費の備考について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産(離島等供給に係る発電等設備及び電源線に係る費用を除く。)に対する減価償却費を電力系統ごとに整理する。」に、固定資産税の備考について、「規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産(離島等供給に係る発電等設備を除く。)に対する税額を電力系統ごとに整理する。」に、調整力の確保に要する費用について、「その発電等設備以外の発電等設備の	技術的修正

		発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用」及び「電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用」に修正	
--	--	---	--

意見募集を実施した際の告示案（概要）からの変更点

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示案（概要）の意見募集を実施した際の告示案から変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考				
1	附則第2項	<p>「この省令による改正後の電気事業会計規則第二十八条の二から八までの規定は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第五条に規定する経済産業省令で定める日を経過する日以後に電気事業法第二十七条の二十七第一項第三号に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。」に修正</p>	技術的修正				
2	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準	<p>「I-1（9）として、省エネ法の定期報告に基づくエネルギー消費原単位等に関する情報の開示について検討する旨の規定を追加する。」に修正</p> <p>別表第4の2（A）を以下のとおり修正</p> <table border="1" data-bbox="712 1018 1697 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="712 1018 1249 1102">時間帯の区分</th> <th data-bbox="1249 1018 1697 1102">時間帯別電気需要最適化係数 (単位：GJ/千 kWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="712 1102 1249 1390">(1) 時間帯別に計測した系統電気の換算における出力制御時間帯一般送配電事業者（電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が事業者の工場等が存するエリアにおける再生可能エネルギー電気の</td> <td data-bbox="1249 1102 1697 1390">3.60</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯の区分	時間帯別電気需要最適化係数 (単位：GJ/千 kWh)	(1) 時間帯別に計測した系統電気の換算における出力制御時間帯一般送配電事業者（電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が事業者の工場等が存するエリアにおける再生可能エネルギー電気の	3.60	<p>・技術的修正</p> <p>・技術的修正</p>
時間帯の区分	時間帯別電気需要最適化係数 (単位：GJ/千 kWh)						
(1) 時間帯別に計測した系統電気の換算における出力制御時間帯一般送配電事業者（電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が事業者の工場等が存するエリアにおける再生可能エネルギー電気の	3.60						

		<p>出力の抑制（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 8 号の 4 イ又は第 14 条第 1 項第 8 号イの出力の抑制をいい、以下単に「出力制御」という。）が見込まれると 2 日前の時点で公表した場合、当該出力制御が見込まれる日の 8 時から 16 時まで</p>		
		<p>(2) 時間帯別に計測した系統電気の換算における需給状況が厳しい時間帯 広域的運営推進機関（電気事業法第 28 条の 4 の広域的運営推進機関をいう。以下同じ。）が事業者の工場等が存するエリアにおける広域エリアの予備率が、一部の時間帯で 5 % 未満となることが見込まれると前日時点で公表した場合、当該時間帯を含む日の 0 時から 24 時まで</p>	12. 2	
		<p>(3) 時間帯別に計測した系統電気の換算におけるその他の時間帯 (1)及び(2)以外の時間帯</p>	9. 40	
	<p>別表第 4 の 2 (A) の備考 1 を「系統電気」とは、一般送配電事業者、電気事業法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する配電事業者及び同項第 13 号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路</p>			<p>・ 技術的修正</p>

を通じて供給される電気（同項第5号ロに規定する接続供給により供給されるものを除く。）をいう。」に修正

別表第4の2(A)の備考5を「工場等が存するエリアにおいて、同日について、一般送配電事業者が2日前の時点で出力制御を見込み、かつ、広域的運営推進機関が前日時点で広域エリアの予備率が5%未満の時間帯を含むことを見込んだ場合は、当該日における系統電気の時間帯別電気需要最適化係数は8時から16時までは3.60GJ/千kWh、0時から8時まで及び16時から24時までは12.2GJ/千kWhとする。」に修正

別表第4の2(B)を以下のとおり修正

時間帯の区分	換算係数 (単位：GJ/千kWh)
(1) 月別に計測した系統電気の換算における出力制御時間帯 一般送配電事業者が事業者の工場等が存するエリアにおいて出力制御を実施したことを公表した場合、当該出力制御を実施した時間帯	3.60
(2) 月別に計測した系統電気の換算における需給が厳しい時間帯 広域的運営推進機関が事業者の工場等が存するエリアにおける広域エリアの予備率が5%未満の時間帯を公表した場合、当該時間帯を含む日は0時から24時まで	12.2
(3) 月別に計測した系統電気の換算におけるその他の時間帯 (1)及び(2)以外の時間帯	9.40

・技術的修正

・技術的修正

3	<p>特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針</p>	<p>「1（6）①の表「熱回収型ヒートポンプ方式蓄熱システム」の項中において、温度差エネルギーの下に「(太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱による温度差エネルギーを除く。)」を加え、「排熱等利用型吸収式冷凍機又は排熱等利用型吸収式冷温水機」の項中において「、太陽熱」を削り、同表「デシカント空気調和システム」の項中において「排熱や太陽熱」を「排熱等」に改め、<u>1（6）②の表「各種熱利用型給湯システム」</u>の項中において「太陽熱・」を削る。」に修正</p> <p>「1（9）の表「廃棄物、廃液のガス化・液（油）化・固形燃料化装置」の項を「廃棄物、廃液のガス化・液（油）化・固形燃料化装置（原材料の加工等に伴って生成された廃棄物及び廃液並びに他者から供給された廃棄物及び廃液を用いるものを除く。）」に、同表「廃棄物、廃液のガス化・液（油）化・固形燃料化による熱利用・発電装置」の項を「廃棄物、廃液のガス化・液（油）化・固形燃料化による熱利用・発電装置（原材料の加工等に伴って生成された廃棄物及び廃液並びに他者から供給された廃棄物及び廃液を用いるものを除く。）」に、<u>同表「排水嫌気処理タンガス有効用システム」</u>を削り、同表「温度差エネルギー利用システム」の項を「自然界に存する熱及び廃熱等を利用する施設又は設備」に改め、同項中中欄を「海水熱、河川水熱、地中熱、大気熱、工場排水及び下水等について、エネルギーを回収し、プロセス冷却・加温、空気調和、給湯に利用する施設又は設備。状況により熱回収率及びシステムの運転効率の向上を図り得る蓄熱槽の設置が有効。」と改め、同表「再生可能エネルギー等」の項を削る。」に修正</p>	<p>・技術的修正</p> <p>・技術的修正</p>
4	<p>特定事業者又は認定管理統括事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長</p>	<p>「2の表「その他の主要エネルギー消費設備等」の項設備区分下欄「水圧の有効利用設備」中を「水の位置エネルギーを使用し、落水時に水車を回し、ポンプ動力の一部として回収する設備。動力回収水車ポンプ装置等がある。」に改め、同項設備区分の下欄「再生可能エネルギー等」を削り、同項の設備区分を「下水熱有効利用設備」、「消化ガス</p>	<p>技術的修正</p>

	期的な計画の作成のための指針	<u>有効利用設備」「水圧の有効利用設備」、「焼却炉廃熱有効利用設備」とする」に修正</u>	
5	工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針	「 <u>事業者に、卸電力取引市場価格が低価格又は高価格になる時間帯等のデマンドリスポンスの実施に適した時間帯においても、電気需要最適化に資するよう、電気の需給に係る状況に応じて、適切かつ有効に系統電気（電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第11号の2に規定する配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を通じて供給される電気（同項第5号ロに規定する接続供給により供給されるものを除く。）をいう。以下同じ。）の使用量の増加又は減少を図る旨を規定する。</u> 」に修正	技術的修正
6	工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準	Iの前段を「 <u>工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）においてエネルギーを使用して事業を行う者（以下「事業者」という。）は、非化石エネルギーの供給の状況、当該事業者の工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）に従って講じた措置の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、その設置している全ての工場等（連鎖化事業者（当該連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。）にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等（以下「加盟している工場等」という。）を含み、認定管理統括事業者にあつては、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、加盟している工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、加盟している工場等を含む。）を含む。以下同じ。）を俯瞰し、次のI-1及びI-2に定める取組を行うことにより、非化石エネルギーへの転換を行うこと。」に修正 「I-1 全ての事業者が取り組むべき事項」次のように修正事項に</u>	・ 技術的修正 ・ 御意見を踏まえ修正

	<p>ついて、規定</p> <p>(1) 取組方針の策定</p> <p>(2) 管理体制の整備</p> <p>(3) 資金・人材の確保</p> <p>(4) 取組方針の遵守状況の確認等</p> <p>(5) 取組方針の精査等</p> <p>(6) 文書管理による状況把握</p> <p>(7) <u>非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報の開示</u></p> <p>I-2 (1) (1-2) エを次のように修正</p> <p>エ. <u>事業者は、次に掲げる証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。</u></p> <p>① <u>平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石熱の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石熱由来国内クレジット」という。）</u></p> <p>② <u>オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省が運営するものが、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下同じ。）において認証をされた温室効果ガスの量（非化石熱の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石熱由来オフセット・クレジ</u></p>	<p>・御意見を踏まえ修正</p>
--	--	-------------------

		<p><u>ット」という。)</u></p> <p>③ <u>グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（非化石エネルギーを活用するものに限る。）により削減された二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下同じ。）において認証をされた二酸化炭素の量（非化石熱の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。以下「認証済グリーン熱証書」という。)</u></p> <p>④ <u>J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省、経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成25年4月1日から令和13年3月31日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。))において認証をされた温室効果ガスの量（非化石熱の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石熱由来J-クレジット」という。)</u></p> <p>I-2 (1) (1-3) ウを次のように修正</p> <p><u>ウ. 事業者は、次に掲げる証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。</u></p> <p>① <u>平成20年10月21日の地球温暖化対策推進 本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガ</u></p>	<p>・御意見を踏まえ修正</p>
--	--	--	-------------------

		<p><u>スの量（非化石電気の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石電気由来国内クレジット」という。）</u></p> <p>② <u>非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定するもの（二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置（これに相当する措置を含む。）を証する価値を除く。）をいう。以下同じ。）</u></p> <p>③ <u>オフセット・クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石電気の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石電気由来オフセット・クレジット」という。）</u></p> <p>④ <u>グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量（非化石電気の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。以下「認証済グリーン電力証書」という。）</u></p> <p>⑤ <u>J-クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（非化石電気の使用により削減された温室効果ガスの量に限る。以下「非化石電気由来J-クレジット」という。）</u></p> <p>I-2（2）（2-2）エを「事業者は、<u>非化石熱由来国内クレジット、非化石熱由来オフセット・クレジット、認証済グリーン熱証書、非化石熱由来J-クレジット</u>その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の<u>無効化又は償却等</u>に努めること。」に修正</p> <p>I-2（2）（2-3）ア～オを次のように修正</p> <p>ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、風力発電設備その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。また、オンサイト型PPAの契約に努めること。</p> <p>イ．事業者は、太陽光発電設備及び風力発電設備等の導入に、蓄電池の導入を組み合わせることで、<u>これらの発電設備から発生する非化</u></p>	<p>・ 技術的修正</p> <p>・ 技術的修正</p>
--	--	--	-------------------------------

	<p>石電気を最大限に使用すること。</p> <p>ウ．事業者は、エネルギー供給事業者から調達する電気について、再生可能エネルギーの割合が <u>100</u> パーセントである電気の契約及びオフサイト型 P P A の契約等により、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること。</p> <p>エ．事業者は、電動応用設備及び電気加熱設備等の稼働について、非化石電気の使用割合を向上すること。</p> <p>オ．事業者は、<u>非化石証書、非化石電気由来国内クレジット、非化石電気由来オフセット・クレジット、認証済グリーン電力証書、非化石電気由来 J - クレジット</u>その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の<u>無効化又は償却等</u>に努めること。</p> <p>II の前段を「<u>また、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者は、非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画に、非化石エネルギーの使用割合を向上させる目標を記載し、その達成のための措置に努めるものとする。その際、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者は、2030 年度における他人から供給された電気及び自家発電による電気（当該事業者の発電設備から得られる電気をいう。以下同じ。）の使用量に占める非化石エネルギーの割合の目標を定めるものとする。また、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる事業を行う者にあつては、当該事業ごとに各表に定める目安となる水準を参照し、それぞれの事業に係る非化石エネルギーへの転換の目標も定めるものとする。なお、これらの目標に加えて、非化石エネルギーへの転換に係る業態特性や固有の事情等を考慮した上で、その他の指標についても目標を定めることができるものとする。</u>」に修正</p> <p>II の備考を次のように修正</p> <p>1 非化石エネルギーへの転換に関して、<u>非化石電気の使用量の算出方法は、次に掲げる非化石電気の種類に応じて、それぞれ次に定め</u></p>	<p>・ 技術的修正</p> <p>・ 御意見を踏まえ修正</p>
--	--	-----------------------------------

るとおりとする。

① 電気事業者から調達する非化石電気

電気の使用量 (kWh) × 8.64 (MJ/kWh) × 電気事業者の非化石電源比率 (%) $\frac{\text{電気の使用量 (kWh)} - \text{電気の使用量 (kWh)} \times \text{電気事業者の非化石電源比率 (%)}}{100}$ × 8.64 (MJ/kWh) × 13 (%) $\frac{\text{電気の使用量 (kWh)} \times \text{電気事業者の非化石電源比率 (%)}}{100}$

この場合において、電気事業者の非化石電源比率は、特定の電力メニュー契約等の場合には、当該メニューの非化石電源比率を元に算定し、通常の電力小売契約の場合には、当該電気事業者の非化石証書の使用状況を元に算定するものとする。

② 非燃料由来の自家発自家消費型非化石電気又

はそれに準ずる非化石電気

電気の使用量 (kWh) × 8.64 (MJ/kWh) × 当該電気の非化石比率 (%) $\frac{\text{電気の使用量 (kWh)} \times \text{当該電気の非化石比率 (%)}}{100} \times 1.2$

2 非化石証書、非化石熱由来国内クレジット、非化石電気由来国内クレジット、非化石熱由来オフセット・クレジット、非化石電気由来オフセット・クレジット、認証済グリーン熱証書、認証済グリーン電力証書、非化石熱由来J-クレジット及び非化石電気由来J-クレジットその他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等（非化石エネルギーを使用したことを証するものに限る。以下2-1において「証書等」という。）を勘案して、非化石エネルギーの使用量を算出し、当該使用量を化石エネルギーの使用量から控除するとともに、非化石エネルギーを使用した量とみなすことができる。証書等による非化石エネルギーの使用量の算出方法及び算出に当たっての留意事項は次のとおりとする。

2-1 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出方法

証書等による非化石エネルギーの使用量は、①に掲げる量から②に掲げる量を控除した国内認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府、総務省、法務省、外務省、

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)第1条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)のために使用した非化石エネルギーの量及び③に掲げる量とする。

① 事業者が年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において排出量調整無効化(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。)をした国内認証排出削減量(電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び2-2の③の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。)

② 事業者が創出した国内認証排出削減量のうち、年度において移転をした量

③ 事業者が所有する前年度の1月1日から年度の12月31日までの間における発電に係る非化石証書に係る電力の量

2-2 非化石エネルギーの使用量の算出に当たっての留意事項

① 報告を行う翌年度の4月1日から6月30日までの間に排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のために使用した非化石エネルギーの量については、年度の非化石エネルギーの使用量の算出に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る算出に用いることはできない。

② 他者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のために使用した非化石エネルギーの量について、当該他者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、非化石エネルギーの使用量の算出に用いることができる。

③ ②の場合において、事業者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、2-1の②に定める移転をした量とみなす。

7	<p>貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する貨物輸送事業者の判断の基準</p>	<p>序文において、「貨物輸送事業者は、非化石エネルギーの供給の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、貨物の輸送に係るエネルギーの非化石エネルギーへの転換を図るために、次に掲げる事項の実施に努める。」に修正</p> <p>別表第2の船舶を使用する貨物輸送事業者の項（1）において、「2020年代後半以降、船舶の<u>大きさ</u>及び用途に応じて、水素燃料電池船、バッテリー船又は将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG燃料船等の導入（運航体制の構築等を含む。）を進めること。」に修正</p> <p>別表第3の船舶を使用する貨物輸送事業者の項（2）において、「将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG燃料船等を導入すること。」に修正</p> <p>別表第3の航空機を使用する貨物輸送事業者の項（3）において、「（1）に掲げるSAFの利用、拡大又は（2）に掲げる機材の導入に向けて、関係者（行政機関や製造業者等）と協力すること。」に修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的修正 ・ 技術的修正 ・ 技術的修正 ・ 技術的修正
8	<p>貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準</p>	<p>Iの前段を「荷主は、非化石エネルギーの供給の状況及び荷主における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省・国土交通省告示第9号）に従って講じた措置の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送（以下「貨物の輸送」という。）に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るものとする。 <u>なお</u>、非化石エネルギーへの転換に関する措置の中にはエネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。」に修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的修正

		<p>別表第1「指標」の項を「2030年度における自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の台数に占める非化石エネルギー自動車の台数の割合」に修正</p> <p>別表第1の備考1の一を「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送」に修正</p> <p>別表第2「目安となる水準」の項中1（2）を「輸送用機械器具におけるバイオ燃料、水素、アンモニア等の非化石燃料の使用拡大を目指し、非化石燃料に係る製造業者等と連携して技術開発・実証試験を進めること。」に修正</p> <p>別表第2「目安となる水準」の項中2を次のように修正 (1) 他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して、非化石エネルギーを使用する輸送用機械器具や充電インフラの導入計画を策定すること（船舶においては、陸上に給電設備を設けることを含む。）。 (2) 他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して、非化石エネルギーを使用する輸送用機械器具の積載量、航続距離、充電時間等に考慮した配送計画等の運用ルールを策定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的修正 ・ 技術的修正 ・ 技術的修正 ・ 技術的修正
9	<p>旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する旅客輸送事業者の判断の基準</p>	<p>序文において、「旅客輸送事業者は、非化石エネルギーの供給の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、貨物の輸送に係るエネルギーの非化石エネルギーへの転換を図るために、次に掲げる事項の実施に努める。」に修正</p> <p>別表第2の船舶を使用する旅客輸送事業者の項（1）において、「2020年代後半以降、船舶の大きさ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的修正 ・ 技術的修正

		<p>及び用途に応じて、水素燃料電池船、バッテリー船又は将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG燃料船等の導入（運航体制の構築等を含む。）を進めること。」に修正</p> <p>別表第3の船舶を使用する旅客輸送事業者の項（2）において、「将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG燃料船等」を導入すること。」に修正</p> <p>別表第3の航空機を使用する旅客輸送事業者の項（3）において、「（1）に掲げるSAFの利用、拡大又は（2）に掲げる機材の導入に向けて、関係者（行政機関や製造業者等）と協力すること。」に修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的修正 ・技術的修正
10	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・第一1（1）①中、「非化石電源比率」の用語を「非化石等電源比率」と改め、「非化石等電源」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第4項に規定するエネルギー源の環境適合利用に該当する電源」と規定する改正案について、「非化石電源」の用語は「非化石等電源」に改正せず、「非化石電源」の定義を、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第4項に規定するエネルギー源の環境適合利用を行う電源」と修正 ・第一1（1）②中、改正法第2条4項の規定を踏まえ、「非化石電源の導入」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める改正案について、「非化石電源の導入」の用語は改正しない方針に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的修正 ・技術的修正
11	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針第2章	「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」を「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」に修正	技術的修正

	3 (2) i		
12	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針 第3章 1 (2) ii	「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」を「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」に、「送変電設備（主要送変電設備を除く。）」を「発電等設備及び送変電設備（主要送変電設備を除く。）」に修正	技術的修正
13	一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針 第4章 3 (5) (5-1)	「送変電設備（主要送変電設備を除く。）」を「発電等設備及び送変電設備（主要送変電設備を除く。）」に修正	技術的修正